公益信託都立城南高等学校後援会記念奨学基金第十一期決算公告

一、事業概要
　都立高等学校に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学育英事業
奨学金　三〇名　七二〇万円
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　一三〇、八九四、三〇三円
負債合計　〇円
正味信託財産　一三〇、八九四、三〇三円
平成二十八年八月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託都立城南高等学校後援会記念奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託ＥＮＥＯＳ水素基金第十期決算公告

一、事業概要
　水素エネルギーの供給に関する研究者に対する研究助成金給付事業
助成金　五件　四、九四一万円
助成金贈呈式並びに研究成果報告会　九〇万円
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　一、〇六九、二六九、七六四円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、〇六九、二六九、七六四円
平成二十八年八月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託ＥＮＥＯＳ水素基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託地球環境保全フロン対策基金第十期決算公告

一、事業概要
　オゾン層保護、地球温暖化防止等を目的とするフロン類の大気排出抑制等に関する活動助成事業
助成金　一三件　二、九八四万円
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　六三、七一二、八一二円
負債合計　〇円
正味信託財産　六三、七一二、八一二円
平成二十八年八月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託地球環境保全フロン対策基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山田悦記念奨学基金第九期決算公告

一、事業概要
　神奈川県川崎市に所在する公私立高等学校に在学する生徒に対する奨学事業
奨学金　二二名　五二八万円
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　一二五、四四三、三〇一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一二五、四四三、三〇一円
平成二十八年八月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託山田悦記念奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託福原心理教育研究振興基金第三期決算公告

一、事業概要
　国内の心理教育研究に対する助成事業
助成金　二件　一四〇万円
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　八七、四八一、三九三円
負債合計　〇円
正味信託財産　八七、四八一、三九三円
平成二十八年八月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託福原心理教育研究振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金第一期決算公告

一、事業概要
　栄養改善に携わる個人又は団体の活動に対する助成事業
助成金　五件　四四九万円
二、財産目録　平成二十八年三月三十一日現在
資産合計　一四八、〇三四、五八〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　一四八、〇三四、五八〇円
平成二十八年八月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬市沖ノ内二丁目二一番地一、最後の住所福島県相馬市北小泉字権現前五六番地の一　えすぺらんさぁ
被相続人　亡　佐藤テルヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月十九日
福島県南相馬市原町区南町一丁目一番地
松本ビル三階　若杉裕二法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若杉　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県下妻市半谷五一〇番地、最後の住所茨城県下妻市前河原六一一番地一六
被相続人　亡　大越美枝子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月十九日
茨城県下妻市大園木二八三九番地一大建ビル二階つくばね法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙中　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区櫛引町二丁目五七四番地二、最後の住所埼玉県さいたま市北区櫛引町二丁目五七四番地二グランアージュ大宮一〇七号
被相続人　亡　木村　孝夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月十九日
埼玉県川口市本町四丁目四番一六号リビオアクシスプレイス四階ゆい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市八重原一三三八番地一、最後の住所千葉県木更津市木更津二丁目一番八―一〇〇三号　被相続人　亡　山根　正春
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月十九日
事務所千葉県木更津市東中央三丁目一〇番二号二階　塚本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市金沢区六浦東二丁目七八六番地、最後の住所横浜市金沢区六浦東二丁目一三番一四号　被相続人　亡　中野富美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月十九日
横浜市中区日本大通一八番地　ＫＲＣビルディング三〇七号室
相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市森ソ二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　池本スヾ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月十九日
石川県河北郡津幡町字清水イ一〇七番地一
司法書士松永美里事務所
相続財産管理人　松永　美里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区中島四六番地六五、最後の住所静岡県静岡市駿河区中島四六番地の六五　被相続人　亡　鈴木　道之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月十九日
静岡市葵区伝馬町八番地の六　トップセンタービル一三階
相続財産管理人　弁護士　伊代田雄大